

別記様式第 5 (第 7 条関係) (平 7 総府令 3 ・ 全改、平 10 総府令 9 ・ 平 11 総府令 64 ・ 平 12 総府令 118 ・ 平 17 文科令 50 ・ 平 18 文科令 32 ・ 平 22 文科令 23 ・ 平 24 文科令 1 ・ 平 24 文科令 2 ・ 平 24 文科令 23 ・ 平 25 文科令 8 ・ 平 26 原子規 3 ・ 平 26 原子規 4 ・ 平 29 原子規 9 ・ 令 元 原子規 3 ・ 令 2 原子規 12 ・ 令 2 原子規 21 ・ ……部改正)

(その 1)

|       |       |
|-------|-------|
| 報告年月日 |       |
| 報告番号  | (注 1) |

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 5 項 (第 10 項又は第 13 項) の規定により、次のとおり報告します。

| 工場又は事業所        | 名 | 称   | 事務上の<br>連絡先 | 名 | 称   | 連絡員の氏名 | 電話番号 ( ) |
|----------------|---|-----|-------------|---|-----|--------|----------|
|                | 所 | 在 地 |             | 所 | 在 地 |        |          |
| 施 設            |   |     | (注 2)       |   |     |        |          |
| 核燃料物質計量管理区域の符号 |   |     | (注 3)       |   |     |        |          |



注1 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第5項、第6項、第10項又は第12項の規定に基づき提出する全ての報告書又は同条第13項の規定に基づき既に提出した同条第5項、第6項又は第12項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 13 イ 各エントリー情報につき「供給当事国別管理区分」の欄において、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。

ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。

- 14 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第13項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。
- 15 別記様式第4の注16の例により記載すること。
- 16 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 17 国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

|          |   |
|----------|---|
| アメリカ     | U |
| イギリス     | Q |
| IAEA     | I |
| カナダ      | C |
| オーストラリア  | A |
| フランス     | F |
| 中国       | X |
| ユーラトム    | W |
| カザフスタン   | K |
| 韓国       | Z |
| ベトナム     | V |
| ヨルダン     | Y |
| ロシア      | R |
| トルコ      | T |
| アラブ首長国連邦 | E |
| インド      | N |
| 日本       | J |
| その他      | O |

- 18 二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 19 二国間原子力協定の対象である設備を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 20 二国間原子力協定の対象である減速材物質を用いて生産された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 21 二国間原子力協定の対象である部品を用いて生産された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注17の表の左

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

- 22 第3次日米協定の対象である核燃料物質を含む特定燃料体の中で使用された核燃料物質の場合、「U」と記載すること。
  - 23 二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
  - 24 二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
  - 25 二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
  - 26 二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
  - 27 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和43年条約第14号）の対象であり、第3次日米協定発効日（昭和63年7月17日）前に移転された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「O」と記載すること。
  - 28 第3次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。
  - 29 計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
  - 30 別記様式第4の注25の例により記載すること。
  - 31 別記様式第4の注24の例により記載すること。
  - 32 別記様式第4の注28の例により記載すること。
  - 33 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関連したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
  - 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。